

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	事業契約書(案)	5	第8						受注者は、資金調達を円滑に行うために、受注者が有する本契約上の権利・地位を融資金融機関に対して担保提供する場合があります。ついては、本条に定める事前承諾については、市は合理的な理由なく、その承諾を留保又は遅延しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	8	第17	4					基本設計完了時に発注者が行う要求水準確認（基本設計図書と関係図書との適合確認）について、その確認結果は書面により受注者あてに通知される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	9	第17	8					実施設計完了時に発注者が行う要求水準確認（実施設計図書と関係図書との適合確認）について、その確認結果は書面により受注者あてに通知される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	10	第22	1					解体工事の完了時に、発注者は本条に定める中間確認を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	13	30	5					事業契約書(案)に関する質問回答No. 27に関して、万が一、不可抗力又は法令変更等により、事業契約が解除となった場合、工事目的物を作るために要した設計費・工事監理費・その他経費（金融費用を含む）については、第62条第2項記載の内容に従い、貴市にて負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	13 20	30 47	1 2					入札説明書に関する質問回答No. 13、14によれば、開業準備業務は引渡前でも引渡後でも可能とのことですが、開業準備期間中の不可抗力に係る対応については、完成確認書の交付を起点にその前後で、事業契約書第(案)30条若しくは第47条の対応に合わせるという理解よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	15	34	1					事業契約書(案)に関する質問回答No. 30にて、解体撤去等に係るサービス対価の支払い時期は、「解体撤去等の作業の終了時となります。」とありますが、解体工事完了の判断基準はどのような考えればよいでしょうか。	受注者から完了の申出を受けた後、市が確認を行い、その結果を通知します。
8	事業契約書(案)	25	第60	2		(2)			本号に定める違約金を填補するために、受注者が保険会社との間で維持管理及び運営期間に係る履行保証保険を付保するかどうかは、受注者側の裁量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書(案)	26	第63	1					①出来形検査においては、不可抗力により毀損・滅失した部分についても、受注者が提出した書類等で確認することができた場合には、出来形部分として認定いただける、との理解でよろしいでしょうか。②仮に、不可抗力により毀損・滅失した部分が出来形部分として認定されなかった場合、当該部分については、本契約第30条4項の負担割合に従って、市と受注者がそれぞれ負担する、との理解でよろしいでしょうか。	確認できたものにつきましては、出来高部分として認定します。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
10	事業契約書(案)	28	68						事業契約書(案)に関する質問回答No.63にて、事業契約書(案)第68条に記載の「(受注者に融資した金融機関等を除く)」について、「金融機関の損害を負担しないという趣旨ではありません。」とありますが、どのような趣旨であるかご教示いただけますでしょうか。	ご指摘の「受注者に融資した金融機関等を除く」を削除します。
11	事業契約書(案)	29	72	2					事業契約書(案)に関する質問回答No.68で「会計監査人設置は義務ではありません。」とありますが、会計監査人を設置しない場合は、第72条第3項は「受注者は、事業年度の末日から3ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人の監査を受けた計算書類…を発注者に提出しなければならない。」のような文言になり、第4項は削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)	29	第73	3					秘密情報の開示可能先として、弁護士等に加えて、受注者に融資する融資金融機関も追加いただけないでしょうか。	「受注者に融資する融資金融機関」を追記します。
13	事業契約書(案)	31	77						政令指定都市で賦課される事業所税について、PFI事業で市の事業である本件において事業者は課税対象となるのでしょうか。課税対象となる場合、資産割の対象となる面積は、要求水準書P21の事務エリアのうち事業者エリアと考えればよいでしょうか。先行する静岡市立南部学校給食センターにおいてどのような整理をされているかご教示ください。	免税点を超えた場合は課税対象となります。詳細については、市民税課へお問い合わせください。
14	事業契約書(案)別紙1	32							事業日程として、「解体工事完了予定日」を追記することは可能でしょうか。	可能です。
15	事業契約書(案)別紙5	36							本件目的物引渡書下段の発注者による受領書面については、引渡日当日に受注者へ手交いただける、という理解でよろしいでしょうか。	数日以内に用意します。
16	事業契約書(案)	37	別紙6						別紙6の保証書を提出するのは建設企業であり、調理設備企業は提出しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業契約書(案)別紙6	38							本件保証書の保証人として記名押印が求められるのは、本事業の建設請負企業のみという理解でよろしいでしょうか。また、当該企業がJV形式の場合は、JVの構成員がそれぞれ記名押印するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(別紙7)	1				1	1		施設整備費一時金(7.21億円)の金額の算出根拠をご明示願います。	「学校施設環境改善交付金交付要綱」等に基づき算出しております。
19	事業契約書(案)別紙7	40		2		(1)	①		解体工事の完了時には、発注者から解体工事完了に係る確認書面が発行されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	事業契約書(案)別紙7	40		2		(1)	②		施設引渡日が平成30年4月1日より前になされたときは、当該日から割賦手数料(割賦金利)が発生し、当該手数料分が初回の割賦料に加算されて、発注者から支払われるという理解でよろしいでしょうか。	当該割賦金利の計上は、提案によります。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
21	事業契約書(案)	40	別紙7	2					入札説明書に関する質問回答No. 29にて、「(食器・食缶の更新費は)更新時に支払います。」とありますが、食器・食缶の更新費はサービス対価(予定価格)に含まれるのでしょうか。サービス対価に含まれる場合は、どのような手続きで請求・支払をするのか、また提案書においてどの様式に記載すればよいのかご教示ください。	更新費用は入札価格及び予定価格に含まれます。手続き等については契約書別紙に追記をします。提案書の様式についても修正します。
22	事業契約書(案)別紙7	42		3		(1)	①		金利の変動に基づくサービス対価の変更により、サービス対価の総額が市が現在設定している本事業に係る債務負担行為額を超過した場合、市は速やかに債務負担行為の増額手続きを行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書(案)別紙9「解除による買受額」	53							出来形部分には、事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	事業契約書(案)別紙10	53		1		(1)			完成前の解除時における買い受けについて、出来形部分(事業用地に現存するものに限る)が存在する場合との記載がございますが、事業契約書第17条に基づき貴市からの確認を受けた設計図書につきましては、買い受けの対象に含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書(案)	55	別紙10						被保険者が受注者、下請け業者を含む業務実施者、市のいずれかであれば、SPCでなく、業務実施者が保険契約者となることができるという理解でよろしいでしょうか。	保険契約者はSPCのみとなります。
26	事業契約書(案)	56	別紙10						事業契約書(案)に関する質問回答No. 105等で火災保険の付保について「市が保険を掛けますので、本文は修正します。」と回答いただいておりますが、維持管理・運営期間中の火災保険は事業者側で付保しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。